

公 募 公 告

次のとおり公告します。

1. 公募に付する事項

(1) 事業等の名称

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）に係る面会交流支援事業の委託（委託業務の概要は別紙1のとおり）

(2) 事業等の実施予定時期

平成28年4月1日～平成29年3月31日（但し、平成28年度予算の成立を条件とする）

(3) 業務履行に必要な技術又は設備等（※詳細は公募説明会において説明）

ア ハーグ条約、条約実施法及び日本の家族法制度を正確に把握し、かつ、国内における面会交流支援の実績（外国人に対する支援の実績があることが望ましい。）を相当数有し、面会交流支援について専門的な知見を備えていること

イ 業務に必要な語学能力（特に英語）を備えていること

ウ 英語や国際電話を用いた面会交流支援を行うことができる体制（当事者等との連絡に利用する電子メールアドレス、国際電話回線、インターネット接続環境の設置等）を整えていること

エ 面会交流支援（事前相談、支援内容の決定、面会交流の実施等）を適切に行うことができる人材が複数人確保されていること

オ 日本国内に事務所を有し、外務省との緊密な連絡を確保する体制を整えていること

カ 組織及びその要員の中立公平性が確保されていること

キ 申請者又は被申請者（申請に係る子と同居している者）の住所等の個人情報（氏名に変更がある場合には変更後の氏名も含む。）について、他方当事者に開示することの可否をあらかじめ確認するとともに、申請者又は被申請者が開示を望まない場合は、当該情報を厳重に管理し適切に対応する能力及び体制を整えていること

ク 必要な情報セキュリティが確保されており、不特定多数の者への個人情報の流出が生じない体制を整えていること

ケ 本件業務において知ることとなった秘密に属する事項につき、契約以前、契約期間中、契約終了後のいかなる場合も、これを公表若しくは第三者に漏洩しない又は他の目的に使用しない体制を整えていること

2. 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること
- (3) 平成25・26・27年度外務省競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等」の「A」「B」「C」または「D」のいずれかに格付けされた競争参加資格を有する者であること
- (4) 外務省及び他の省庁等から指名停止の措置を受けている期間中でないこと

3. 公募説明会

- (1) 開催日時：平成28年2月12日(金)午後2時
- (2) 開催場所：〒100-8919 東京都千代田区霞が関二丁目2番1号
外務省中央庁舎152号室
- (3) 説明事項：業務の概要等に関する事項
- (4) 説明会参加申込み：本説明会に参加を希望する者は、上記(1)の開催日時の前々日午後5時までに、FAX等の書面により次の係に申込みを行ってください。

〒100-8919 東京都千代田区霞が関二丁目2番1号
外務省領事局ハーグ条約室 担当：竹田
電話：(代)03-3580-3311 (内)3930
fax：03-5501-8527

4. 応募申込み

- (1) 応募申込書提出期限：平成28年3月3日(木) 午後5時
- (2) 提出場所：上記3.(4)に同じ。
- (3) 提出すべき書類等
 - ア 応募申込書(別紙2を使用)
 - イ 平成25・26・27年度外務省競争参加資格(全省庁統一資格)審査結果通知書(写)
 - ウ 業務実施体制(様式自由。機関の概要及び上記1.(3)「業務履行に必要となる技術又は設備等」のアからケの項目すべてについて説明したもの)
 - エ 外務省の委託業務を受けた場合の支援のプロセス(様式自由。申立て受付から支援終了までのプロセスを記載したもの)
 - オ 本件事業実施に伴う作業(要員の管理を含む。)及び外務省との連絡について責任を負う担当者1人の連絡先(氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレス)

以上公告する。

平成28年1月29日

外務省領事局ハーグ条約室長 孫崎 馨